

株式会社中川に対する指示、勧告及び指導の内容

- 1 株式会社中川が販売する全ての生鮮畜産物について直ちに表示の点検を行い、また、株式会社中川が現在保持している特定牛肉について直ちに個体識別番号の表示の点検を行い、不適正な表示の商品が発見された場合には、適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社中川が販売していた牛肉の一部に不適正な原産地表示を行い、不適正な個体識別番号を表示していた主たる原因として、食品の品質表示制度及び牛トレーサビリティ制度に対する遵守の認識の欠如、不適正表示を防止するための相互チェック体制及び商品管理システムの不備が考えられることから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社中川の全役員及び従業員に対して、品質表示制度及び牛トレーサビリティ制度についての啓発を行うとともに、実行可能な表示チェック体制及び商品管理システムの整備等再発防止対策を実施すること。
- 4 株式会社中川の帳簿に牛トレーサビリティ法第17条の規定に基づく必要事項を記載し、適正な帳簿の記録・保存を行うこと。
- 5 1から3までに基づき講じた措置について、平成21年1月16日までに農林水産大臣あて提出すること。  
また、4に基づき講じた帳簿の不備に関する措置については、平成21年1月16日までに東海農政局消費・安全部長あて提出すること。